

商工經濟研究

第十一卷 第四號

(昭和十一年
十月五日發行)

制定の歴史を通して見たる帝國憲法の本義(二)

清水 谷 隆 寛

一 序 説

二 五箇條の御誓文を通して見たる憲法の本義 以上前號

三 明治八年の聖詔を中心として見たる憲法の本義

三

憲法の上諭に依れば、憲法の發布は明治十四年の詔命の履踐であり、明治十四年の勅諭に依れば、明治八年の政體改革の繼續である。然るに明治八年の聖詔に依れば、八年の改革は元年の誓文の擴充に過ぎない。従つて誓文の精神は憲法の精神であること、その誓文は抽象的にして意義必ずしも明瞭でないが、諸種の材料を綜合して

制定の歴史を通して見たる帝國憲法の本義

(二九七)

一

見ると、其の目的は憲法のそれと同じく、「臣民翼賛の道を廣め」「國家の丕基を鞏固にし、八洲民生の慶福を増進」するにありしこと、其の豫期せし最終の制度は立憲政體なりしこと、而も當路者の個々の思想より推論すると、それは國體の基礎の上に、之と兩立し得る限りに於て、之を輸入するにありしこと、従つて憲法の眞意義は外形の類似に拘らず、飽く迄も日本的であり、中にも帝國議會の性質は、絶対に主權を有する國民の代行機關に非ざること。之が御誓文を通じて前項に知り得たる憲法の本義であつた。

註 (一) 明治十四年十月十二日の勅諭

朕祖宗二千五百有餘年ノ鴻緒ヲ嗣キ中古組ヲ解クノ乾綱ヲ振張シ大政ノ統一ヲ總攬シ又夙ニ立憲ノ政體ヲ建テ後世子孫繼クヘキノ業ヲ爲サンコトヲ期ス嚮ニ明治八年ニ元老院ヲ設ケ十一年ニ府縣會ヲ開カシム此レ皆漸次基ヲ創メ序ニ循テ歩ヲ進ムルノ道ニ由ルニ非サルハ無シ爾有衆亦朕カ心ヲ諒トセン (後略)

註 (二) 明治八年ノ聖詔後出 七頁參照

註 (三) 御誓文の目的が臣民に翼賛の道を廣め、國家の丕基を鞏固にし、八洲民生の慶福を増進するにあることは、誓文の「廣ク會議ヲ起シ萬機公論ニ決スヘシ」「官武一途庶民ニ至ル迄人心ヲ倦マサラシメンコトヲ要ス」「知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ」といふ文章自身が直接に之を示して居る。

註 (四) 御誓文が、差當りは兎も角として、結局は漠然ながら議會制度の移入を豫期したものであることを斷定せしむるに至る事實として、前節に明治元年閏四月二十一日の政體書、福岡孝悌の「五箇條御誓文ト政體書ノ由來」幕末の議會論の三を擧げたが、同一推論の基礎となるべき事實尙二三を擧げて見よう。

イ、明治二年一月二十五日岩倉具視は、議事院設置に關する次の意見書を三條實美に呈して、廟議に附せんことを要

求した。

「議事院を設置するは、歐米各國の風を模擬するが如しと雖も、決して然らず。我國に於て、公論を採るは、既に神代に防れり。速に議事院裁取調を命じて、其規則案を上申せしめ、而て速に議事院を設置すべし。抑大政維新の鴻業は、何に由て成就したるかと言へば、即ち天下の公論に由て、成就すと言はざるを得ず。多年有志の人が大義を明にし、名分を正すことを論じ、而て幕府の失政を責めて遂に今日の盛運を致したるに非ずや。臣子の分として之を言ふに憚ると雖、主上天資聰明英智に涉らせらるゝも、猶御弱年に在らせられ、御親ら中興を謀らせ給ひしと云に非ず、天下の公論を聞食させられて、其歸着する所を、宸斷を以て、之を定め給ふものにして、實に公明正大の御聖業なり。是故に將來に於ても、議事院を設置し、施政の法度は、衆議に附したる上、廟議一決し、宸斷を経て施行せば、縱令異論百出するも、容易に變更することを得ず。此の如くなれば朝權自ら重く、億兆之を信じ、朝令暮改の誹謗は自然に弭止すべし。然らざれば、一令出する毎に異論百出し、其間に事情纏綿し、遂に又之を改むるに至り、遂には舊幕末世の覆轍を踐み、人心の乖離すること益々甚しからん。蓋し議事院を設置するは、五箇條御誓文の御趣意を擴充するに在るなり。」(大津淳一郎、大日本憲政史第一卷五四七頁收録)

此の意見書は明治元年の秋に江藤新平の草せる建白、議院設立の階梯として先づ「監察官を設くるの議」に基づきて爲されたものだと言はれてゐるが(大津淳一郎日本憲政史第一卷五四六頁)、それは兎も角、維新以來明治十六年迄明治政府の柱石として重要國務に參畫した岩倉が、かやうな意見を抱懐したといふことは、御誓文が單に列藩會議に止ることなく、終局的には歐米の議會制度を輸入する意圖を藏してゐたと、斷定するに足るものである。

口、江藤新平は元年及三年に次の建白及建議を政府に上呈してゐる。江藤は政府當路者として御誓文の發布に參畫したのではないから、建白建議を以て、直ちに御誓文の意を解釋する材料とはなし得ないが、江藤の建白建議は御誓

文の趣旨が議事院の設置にあると解釋したる上に於て、一は過渡制度としての監察官の設置を、他は御誓文の直接の實現を建議したものであるから、間接には御誓文の趣意が議會の設置にあつたことを推論する材料となる。

監察官を設くるの議

(明治元年)

夫監督討論は議院の權なり。因て議院行はるときは、監察官も監察司も、無用なり。且一邑一郡一縣府藩とも、行事の局は、終に行政官に總らる。一邑一郡一縣及府藩とも、議事の局は、終に議政官に歸す。如此行政議事共に上下に相貫き、而て權柄分明、上下左右均平無偏、於是治道立と可レ謂也。……近頃聞レ之議政官廢して議參は行政官になり、議院は今又御取調になる也と。大幸なり。且是迄の御官制は、乍恐、百官上下を監察する官なし。故に、百官若し曲事あるとも知るべき道なく、善事あるとも、亦知るべき道なし。假令ば動物にして筋なきが如し。何を以てか運動せんや。

又諸官人の内探案にては間違のこともあれば、公然議事に懸け難きもあり。且又輿論公議も分に過ぎ程に越るの謗あり。或又讒言の患もあり。然らば果して何の道を以てするや。監察討論の權皇國支那は監察官にあり、唯西洋は議事院に在り。要レ之其監事行事の兩條を以て、國を治むるは、和漢西洋如レ合ニ符節一。然れば、院に行事と云ときは、監察討論の事、寸時も不レ可レ廢也。苟も廢するときは、諸事必定に屯難あり。但監査討論の精しく至るは、監察官は、迪も議事院に不レ可レ及也。議事院は加ふるに督是西洋の獨り所ニ日進一也。因て議事院の調届き行る、迄は、監察官置かずんばあるべからず。

國政改革案

(明治三年十月)

一 國法御會議の事

一 上議院を興す、議員は華族を以てす

一 集議院は下の議院興るまでは下院の代りに置き下院興りたる後廢する事

一 地方を分ちて三官とす

一 廳 所

一 裁 判 所

一 議 院

右三官の下に又郡坊の三司あり

一 郡坊の令所

一 郡坊の裁判所

一 郡坊の議院

右三司の下に又三役員あり

一 町村の總代

一 町村の裁判人

一 町村の評議人

ハ、木戸孝允が歐洲から歸つて後(六年七月)に草した建白書中に、次の文がある。木戸に依れば、人民未が文明の化に洽ねからざれば、暫く君主の英斷を以て、民意の一致協合する處を迎へ、之に代りて國務を條例し、其裁判を有司に課し、漸を以て之を文明の域に導かざるを得ない。總に誓文の盛舉ありたるも全く茲に基く。即ち誓文は過渡時代に處する暫定憲法であつて、其の意は、議會を通し、民意を題し、政治を行ふと、毫も異るところがない。有司たらん者は宜しく茲に心を致し誓文を以て爲政の標準となすべきである。

制定の歴史を通して見たる帝國憲法の本義

警文發布の献策者と言はれてゐる木戸にして此の言ありとせば、警文が議會制度の輸入を豫期したものであるといふ斷定は、愈々強められて来る。

建 白 書 (明治六年七月)

……戊辰ノ春、東北ノ地未ダ平定セザルノ初、早已ニ百官有司ヨリ天下ノ侯伯ニ至ルマデ之ヲ京城ニ徵集シ、親ヲ天神地祇ヲ祈リ、警文五條ヲ作り、之ヲ天下ニ公告シ、以テ朝憲ノ歸着スル所ヲ證シ、人民ノ方嚮ヲ一定セリ、其題言ニ、國是ヲ定メ制度規律ヲ立ルハ、警文ヲ以テ目的トナスノ語アリ、是ヲ以テ、遂ニ版籍奉還ノ請ヲ許シ、侯伯ヲ廢シ、國力ノ分裂ヲ統一スルモノ、豈五洲強國ノ通論ニ基イスルニ非ルヲ得ンヤ、然ラバ則チ此五條實ニ我邦政規ノ基タリ、夫レ政規ハ一國ノ是トスル所ニ因リテ、之ヲ確定シ、百官有司ノ意ニ從テ、臆斷スルヲ禁ジ、萬機ノ事務、總テ其旨ニ則リ、處置スルコトヲ要スルニ在ラバ、慮ル所ノ深キ、期スル所ノ遠キ、當時ノ士民誰カ、微慮ノ隆溼ニ感ジ、敢テ之ヲ奉戴セザルモノアラシヤ、但文明ノ國ニ在テハ君主アリト雖ドモ其制ヲ擅ニセズ、閩國ノ人民、一致協合、其意ヲ致シテ國務ヲ條例シ、其裁判ヲ議シテ一局ニ委托シ、之ヲ目シテ政府ト名ケ、有司ヲシテ其事ニ當ラシムルヲ以テ、有司タル者モ、亦一致協合ノ民意ヲ保シ、重ク其身ヲ責メテ國務ニ從事シ、非常ノ變ニ際スト雖ドモ、民意ノ許ス所ニ非ザレバ其措置ヲ縱ニスルヲ得ズ、政府ノ嚴密ナル既ニ斯ノ如クナルニ、人民猶超制ヲ戒メ、議士ナル者有テ、事毎ニ檢査シ、有司ノ意ニ隨テ臆斷スルヲ抑制ス、是政治ノ美ナル所以ナリ、若シ人民未ダ文明ノ化ニ洽ネカラザレバ暫ク君主ノ英斷ヲ以テ、民意ノ一致協合スル所ヲ迎へ、之ニ代リテ國務ヲ條例シ、其裁判ヲ有司ニ議シ、漸ク以テ之ヲ文明ノ城ニ導カザルヲ得ザルモノ、是自然ノ理ニシテ、嚮ニ警文ノ盛舉アリシモ、微慮ノ起ルトコロ、蓋シ之ニ基キシナルベシ、願フニ、我邦未ダ議士ノ事毎ニ檢査ヲ加フル有ラズト雖ドモ、制度ノ重クシテ事務ノ大ナル、歐米各國ノ民意ヲ題シ、政ヲ行フ者ニ、毫モ異ナルコトナケレバ、有司タ

ル者ハ、宜シク其身ヲ責メ、五條ノ政規ヲ以テ標準トナスヲ要セザルベカラズ……

ニ、明治七年五月地方官會議開催に付定められた議院憲法發布に際し下された御沙汰に次のものがある。御誓文の趣旨を知る爲の一資料である。

朕踐祚ノ初神明ニ誓ヒシ旨意ニ基キ漸次之ヲ擴充シ全國人民ノ代議人ヲ召集シ公議輿論ヲ以テ法律ヲ定メ上下協和民情暢達ノ路ヲ開キ全國人民ヲシテ各其業ニ安ンジ以テ國家ノ重ヲ擔任スベキノ義務アルヲ知ラシメンコトヲ期望ス故ニ先ヅ地方ノ長官ヲ召集シ人民ニ代テ協同公議セシム乃チ議院憲法ヲ頒布ス各員其レ之ヲ遵守セヨ

御誓文に次で憲法の眞意義を知る材料となるものは、左に掲ぐる明治八年の聖詔を中心とする幾多の史實である。

詔 勅 (明治八年四月十四日)

朕即位ノ初首トシテ群臣ヲ會シ五事ヲ以テ神明ニ誓ヒ國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ求ム幸ニ祖宗ノ靈ト群臣ノ力トニ頼リ以テ今日ノ小康ヲ得タリ願フニ中興日淺ク内治ノ事當ニ振作更張スヘキモノ少ナントセス朕今誓文ノ意ヲ擴充シ茲ニ元老院ヲ設ケ以テ立法ノ源ヲ廣メ大審院ヲ置キ以テ審判ノ權ヲ鞏クシ又地方官ヲ召集シ以テ民情ヲ通シ公益ヲ圖リ漸次國家立憲ノ政體ヲ立テ汝衆庶ト俱ニ其慶ニ頼ラント欲ス汝衆庶或ハ舊ニ泥ミ故ニ慣ルルコトナク又或ハ進ムニ輕ク爲スニ急ナルコト莫ク其レ能ク朕カ旨ヲ體シテ翼賛スル所アレ

此の聖詔の意義を知るには、當時の一般情勢、聖詔の基礎となれる大阪會議の経緯、當路者の立憲思想其の他を心得て置く必要がある。

戊辰の初、明治政府は、五事を以て神明に誓盟し、朝旨の歸着する所を明示し、人心の方嚮を一定したといふものゝ、其の後廟堂に立ちて政治の局に當つたものは二三雄藩の士に止り、輿論を容るべき制度の實施も、數年を経て、未だはかくしくなかつた。併し、之は政府が強ち等閑に附したのではなくて、當時の情勢よりせば直に民選議院を開設するといふことは時期尙早であり、それよりも明治政府の權力を鞏固にするといふことが、より緊急事であつたからである。それは兎も角、二三雄藩の士が、政權を壟斷するといふことには、他藩の士は不平であり、一方民間には、自由民權の思想が浸潤して、中には共和政體を主張する者すらあつた。國論を統一し國民をして向ふ所を知らしむる爲には議會の開設は兎も角として憲法の制定は是非とも必要であつた。立國建議の建白者宮島誠一郎は當時の情勢を叙して次の如く言つてゐる。

「明治五年壬申四月小官左院ニ奉職ス……然ルニ當時廢藩立縣日猶淺シ物論囂々トシテ近ク府下ニハ民權自由ノ主義ヨリ共和政體ヲ主張スル黨派アリ遠ク諸縣ニハ封建守舊ノ主義ヨリ君主專裁ヲ主張スル論黨アリ此際政體一定セサレハ到底如何ナル時勢ヲ現出スルモ難計……」(國憲編纂起原、伊藤博文憲法資料四四五頁)

「今ヤ外國交際日ニ開ケ月ニ盛ナルノ時ニ當ル然ルニ無智蒙昧ノ人民漸々外國ノ國體ヲ親ヒ自立自由ヲ名トシテ徒ラニ自己ノ權利ヲ誇張シ却ツテ其義務ヲ勤メス甚キニ至リテハ共和政治ノ論ヲ爲スモノアルニ至ル宜ク先ツ至當ノ國憲ヲ立テ君權ヲ確定シテ皇國固有ノ君權如何國憲如何ヲ那内人民ニ告知スヘシ」(立國建議) 中の文章國憲編纂起原、伊藤博文憲法資料四四六二頁)

情勢斯の如くであつたから板垣、副島、江藤等の急進政治家を擁する三條留守内閣は、岩倉、木戸、大久保等遣外大使一行の留守中に拘らず、五年五月に至り遂に國會開設の議を決し、左院に命じて議員召集規則を調査せしめ、着々開設の準備を進めて居た。かゝる處へ懸案の朝鮮問題解決の爲西郷を遣韓大使として派遣するの問題を生じた。留守内閣に於ては之を決行するの議が纏つてゐたが、岩倉遣外大使一行の歸朝と共に、反對派は頽勢を挽回し、六年十月には議は逆轉して反對に決した。茲に於て西郷、後藤、副島、板垣等の遣韓大使論派は袂を連ねて桂冠し、國會開設計劃は一頓座を來した。併し板垣等は之に屈しなかつた。彼等は野に下ると共に有志を語ひ、七年一月には民選議院開設の建白を敢行し、民權論を提げて政府に肉迫した。議論の可否は兎も角、遣韓大使中止の結果國論沸騰せる處へ、此の建白出で、政府攻撃の好題目が與へられたのであるから、國論は愈々沸騰し、天下不平の徒は、一齊に立つて、政府反對の聲を揚げた。かゝる間に又々厄介な征臺問題が生じ、此度は木戸が大久保等と議合はずして臺閣を去つた。外には困難な外交問題があり、内には元老和せず、國家の前途は實に憂慮すべきものがあつた。こゝに於て大久保は臺灣問題が一應解決するを俟つて、木戸を再び臺閣に迎ふるべく計劃し、伊藤、井上(馨)等がその間を斡旋し、更に板垣を加へて、三者は八年一月遂に大阪に會合することとなつた。大久保は木戸の驥尾に附して事を成さんことを約し、板垣亦木戸の漸進主義に讓つたので、三者の議は合し、木戸と板垣は左の條件に依つて再び廟堂に立つことを承諾した。

第一 他日帝國議會を開くの準備として立法の事業を鄭重にせんが爲に元老院を設置すること。

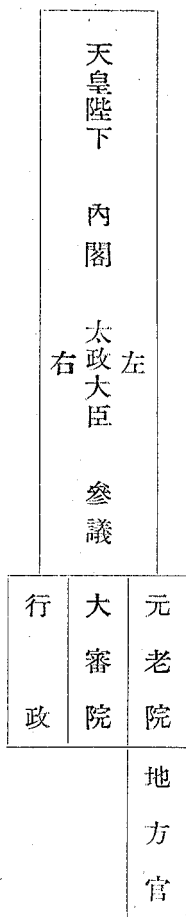
第二 司法權の獨立を期し裁判の基礎を固ふる爲に大審院を設置すること。

第三 上下の民情を疏通し憲政の基礎を樹立する階梯として地方官會議を興すこと。

第四 君主親裁の體裁を固うし且つ行政上の責任を明にせんが爲に内閣と各省との分離を爲すこと但し元勳は

内閣に在て君主輔弼の任に當り第二流の人物を擧て行政諸般の責任に當らしむること。

當時木戸が自ら筆を把りて畫定したる改革案の圖は左の如くであつたと云ふ。



大阪會議が終るや、大久保、木戸、板垣等は前後して東京に入り、木戸は三月八日に、板垣は十二日に夫々參議に任じ、越えて十七日には大久保、木戸、板垣、伊藤の諸參議政體取調委員に任じ、二十八日には案なり、左の上奏をなした。(尾佐竹猛著日本憲政史一〇八頁收録)

方今各國ノ政體ハ所謂君主、君民、人民ノ三治ヲ折衷シ以テ國俗時勢ニ適スルモノヲ採ル宜シク正院右左院ヲ太政官ニ置クベシ天皇正院ニ御シテ萬機ヲ統ベ三大臣之ヲ輔弼シ右院ハ太政大臣之ガ長ト爲リ左右大臣參議諸省長官ト庶政ヲ議判シ左院ハ則チ左右大臣參議一名之ガ長ト爲リ議員ヲ選任シテ諸法制ノ事ヲ掌ラシム

夫レ立法行政司法ノ三權並立シテ偏重ナキハ歐洲ノ良制ニテ我政體モ亦當ニ之ヲ以テ準ト爲スベシ然レドモ今盡ク之ニ倣ハント欲ス未ダ行否如何ヲ審ニセズ宜シク權ニ上下兩院ヲ設ケ貴族勳勞及學徳アルモノヲ選ビ上院議員ニ充ケ立法院ニ擬シ下院ハ則チ地方官會議所トシ以テ民選議院ノ端ヲ啓クベシ

天皇は之を嘉納し、四月十四日に至りて所謂立憲準備の大詔を渙發せられた。之が最初に掲げた明治八年の聖詔である。

そこで始に戻つて、聖詔の意味を考へて見よう。

此等の材料によると、聖詔は第一に、一面には自由民權論、他面には保守論、この極端な兩主義を抑へて國論を統一し、人心をして嚮ふ所を知らしむる爲に渙發されたものである。明治元年政府は誓文を宣布して、人心の嚮ふべき所を知らしめた。然し中央集權の確立が何よりも必要であつたので、誓文の實現は決してはかどくしくなかつた。之に乗じて自由民權論が急激に擡頭して來た。而も一面には頑固な守舊論がある。勢の趨く處何時如何なる大事を誘發するかも知れない情勢となつて來た。そこで政府も愈々憲法を制定するの外國論を鎮靜するの途なきことを覺るに至つた。併し憲法の制定となると事極めて重大であり、輕躁に之を決定することは甚だ危険である。因つて先づ大審院元老院地方官會議を開設し、漸を軫ふて立憲政治を行ふの方針を決定した。聖詔はかくの如くして渙發されたのである。(一)

註 (一) (伊藤博文談) 明治の初年に我等の先輩として仰ぐ木戸公の如き、大久保公の如き、漸次憲法政治を建議しや

制定の歴史を通して見たる帝國憲法の本義

うと云ふ論を持つて居つた。八年の勅諭は木戸公が重に献替したもので、餘り急進に奔てはいかぬと云ふので漸進主義で立憲の基礎を立つると云ふ勅諭を日本國民に降し給ふたのである。木戸公は餘程早くより憲法思想を抱いて居つたが如何なる方法で造るが善いと云ふ考案に就ては無かつた。公は我等に向つて「王政復古の功を奏して廢藩置縣までしたが斯ふ扮擾してはいかぬ。何とか憲法と云ふものを制定して、鞏固なる制度を布かねばならぬ」と云はれた。其際我等は「今卒然憲法を制定した處が實際行はるゝや否やと云ふことは甚だ疑はしいのである。是は十分研究しなければらばぬ」と云つたことがある。(大津淳一郎大日本憲政史第一卷八三二節收録)

聖詔は第二に制度の改革と併せて將來に於ける立憲上の主義を宣明したのである。

聖詔及之に基き改正せられたる新制度に依れば、天皇は太政大臣、左右大臣、參議の輔弼に依つて萬機を親裁し、行政府、大審院、元老院、地方官會議は天皇に隸屬して、天皇の命令を遂行する仕組になつてゐる。之は大阪會議の條件や、會議の席上木戸が自ら書き下したと言はれてゐる改革案と同一であつて、此度の改革では行政府、司法府、立法府相互の分離、内閣(太政大臣、左右大臣、參議)と各省(行政府)との分離は權力の分立を意味するものでなく、三權は依然として天皇に存するのである。大阪會議の條件が元老院、大審院、地方官會議の開設を條件としつゝ、同時に天皇親裁の體裁を固くすることを條件となせることはこの間の消息を雄辯に物語るものである。而もこの元老院と地方官會議は、聖詔に依れば、將來設立せらるべき議會の上院、下院に夫々擬せられてゐるのである。かく考へて來ると聖詔は同時に對する立憲主義を示したものであり、而してそれは統治作用を能率的効果的ならしむる爲、立法、司法、行政に夫々別個の官府を設くるも、統治權は依然として

天皇に存在し、天皇は此等官府の翼賛に依り、又は此等を通して、統治權を總攬すとなす趣意である。即ち、この主義はフランスの民主的立憲主義に反對し、又英國の君民共治的立憲主義にも反對する。兩者は權力分立の主義に立てる點に於て日本主義と異り、且つフランス主義は國民主權の理論に立てる點に於て、英國主義は君民共治の主義に立てる點に於て夫々日本主義と異なる。

このことは聖詔の立憲主義と理論根據を異にせる筈の板垣等の「民選議院設立建白書」からさへ立證され得る。

周知の如く、この建白書は、自由民權の理論に基き民選議院の當然、有司專制の不可なる所以を力説したものである。自由民權の理論に立つ限り、その排撃の目標は君主專制でなければならぬのに、此處では君主專制でなくして、有司專制となつてゐる。尤も最初の草案は君主專制となつてゐたのを、建白署名者の一人たる副島種臣の注意に依つて、君主專制を有司專制に改めたのだと傳へられてゐる。その之を改むるに至つた経緯は建白の眞意を知る重要な材料であるから、左に副島自身の談を擧げて見よう。副島は當時の経緯を次の如く語つてゐる。

「明治六年の末頃板垣後藤等の諸君が民選議院の建白書を出すことになつた。此草按は大方古澤滋が書いたものであらう。素とより翻譯的文章にして其の眼目たる主として君主專制を咎め、之に代ふるに議院政治を以てせむことを望むと云ふに在り、而して『私に同意しろ』と望まれた。そこで私は曰く『君主專制を咎むるやうなことでは拙者は同意することは出来ない。苟くも我輩志士が勤王と云ふのは他無し唯君が專制を爲す

こと能はざることを憂ひて起つたものである。即ち畏こくも若し我が陛下が御自身に神武天皇の御教道を選ばされたならば、民心悅服して奔命に狂するであらう。故に此原案の君主專制を咎むる議論には拙者は同意することが出来ない』と斷つた。是に於て板垣等諸君が然らば此度だけをどうなりとも書直すべきが故に同意を望むと言つた。『然らば宜しい。君主專制の字を有司專制と改正したならば宜しからう。蘇我馬子も有司專制に外ならず、淡海公の子孫も有司專制であつたから今の世も往々有司專制となるかも知らぬ。故に有司專制の弊害を防制するが爲めに議院を作ると云ふならば我等も亦同意をしよう』と云ふので、乃ち私も其運署に加はりて建白をなしたことであつた。』(副島種臣談「天津淳一郎著大日本憲政史第一卷七八六頁收録」)

彼等が君主專制を有司專制に改むるに至つたことは、國民性の現はれとして誠に貴い事柄である。併し、これは當然のことで、彼等の自由民權論が抑も借物であつたのである。彼等が心の奥で望んでゐたことは、天皇を輔弼する機關を少數の有司より多數の議院に擴大するにあつたのである。天皇の大權を制限したり、民主共和に改めようなどは彼等の夢想だもしなかつた處である。然るに有司專制を排撃するには民權論は誠に好都合であつた。そこで之を借用した。併し最も大切なる處に氣がつかかなかつた。それを副島の注意に依つて纔然覺るに至つたのである。唯それだけである。王政復古を意圖し之に協力した前參議連が本來の自由民權論をこのまゝ信奉しようなどは、到底吾々の考へ及ばざる處である。之が建白の眞意である。

さて詔勅は板垣も閣員の一人として之に參劃したものである。建白の眞意従つて板垣の精神が此處にあるとせ

ば建白に現はれてゐる立憲主義は又詔勅の立憲主義であると云はねばならぬ。詔勅の立憲主義は建白書の精神よりするも、即ち板垣が詔勅の渙發に關與したことから見るも既述の如くであらねばならぬ。建白の眞意が奈邊にありしかを愈々明白ならしむる爲、左に建白書の原文から一連の文字を引用して置かう。

「臣等伏して方今政權の歸する所を察するに、上帝室にあらず下人民に在らず、而も獨り有司に歸す。夫れ有司上帝室を尊ぶと曰はざるに非ず、下人民を保つと曰はざるにあらず、而も政令百端朝出暮政、政刑情實に成り、賞罰愛憎に出づ、言路壅蔽困苦告るなし。夫如是にして天下の治安ならん事を欲す、三尺の童子も猶甚不可なるを知る。因循改めず、恐くは國家土崩の勢を致さん。臣等愛國の情自ら已む能はず、即ち之を振救するの道を講求するに、唯天下の公議を張る在るのみ。天下の公議を張るは、民選議院を立つるに在るのみ。即ち有司の權限る所あつて而して上下安全其の幸福を受ける者あらん。請ふ遂に之を陳ぜん。

夫れ人民、政府に對して租税を拂ふの義務あるものは、乃ち政府の事を與知可否するの權理を有す。是天下の通論にして又喋々臣等之を贅言するを待たざるものなり。故に、臣等竊に願ふ。有司も亦是の通理に抵抗せざん事を。……………

臣等既に已に今日我が民選議院を立てずんばあるべからざる所以、及び今日我國人民進歩の度能く斯の議院を立つるに堪ゆることを辨論する者は、則ち有志の之を拒む者をして口に藉する所なからしめんとにあらず、斯の議院を立つる者は、天下の公論を伸張し、人民の通義權利を立て、天下の元氣を鼓舞し、以て上下

親近し、君臣相愛し、我が帝國を維持振起し、幸福安全を保護せんことを欲してなり。請ふ幸に之を擇び給はんことを。(大津淳一郎、大日本憲政史第一卷七八八―七九〇頁收録)

聖詔の立憲主義がかく如きものであつたことは、當時廟堂に立つた閣僚が、包懐せし憲政思想からも證明される。代表的なるものとして木戸、大久保二氏の憲政意見を擧げて見よう。

木戸が歐洲より歸つて後建白書を上つたことは前にも述べたが、彼はその中で次の意味のことを述べてゐる。

一國の興亡盛衰は一に政規(憲法)、典則(法律)の適不適に懸つてゐる。その例は殷鑑遠からずポーランドにある。ポーランドが獨立せる當時は土地も廣く人民も多く、別に暴君汚吏があつた譯ではない。而も遂に滅亡したのは、時勢の變遷に際して政規を確立することは能はず、甲は自ら信じて智者と爲し、乙は自ら負して能者と爲す、彼此相服せず、而も公侯は驕て公道を矯め、豪族は鄙にして私利を營む、相争ひ相軋し、生民の困苦言ふに堪へざるに至り、國民所在に蜂起し、擾亂は遂に北隣魯普境にまで及んだ。此處に於て三國の民として傍觀するに忍びず、兵力を集めて殘賊を膺懲し遂に其の國を三分して其の有としたのである。我が國も嚮には時勢の變更あり。士民其の處を矢ひ、貧困に陥りしもの鮮からず、京畿北陸の諸役に至りては生民一時塗炭に坐するを免れざるの嘆があつた。且つ一家の厄に就て言へば、父は京城に戰ふて國事に殉じ、子は北地に斃れて君恩に報ずるあり、今にして當時を追想すれば未だ冷汗背に浹かざるものがある。然し之は私情であり、一國の變は公事である。之を云々するものは之無きも、その後諸制の變革天下の耳目に觸るゝもの、一として舊慣に異らざるもの

なき爲、或は狐疑を抱き、割據を謀り、未だ朝意の嚮ふ所を知らざるものあるが如くである。故に戊辰の春、誓文五條を作り、之を天下に公告して、朝憲の歸着する所を證し、人民の方嚮を一定した。即ち此五條は我邦政規の基である。然るに其の後の景況を見ると、人心は矢張一方に偏執し、權利を盡さずして開化を擬したり、負擔に任せずして文明を模するの弊がある。一方政府の側も、法令輕出昨是今非、前者未だ行はれざるに後者又繼ぐといふ如きことが多い。之人民の能く堪ふる所でない。而も政府の事務は日一日と煩鎖となる。今日の事務は最早戊辰のそれと日を同うして論すべきでない。かゝる情勢に於ても、諸政の規準となるべきものは尙五條の誓文あるのみである。五條は我が國の政規であるが、今日は之のみにては不充分である。今日の急務は完全な政規（憲法）を制定するにある。

木戸は此の建議を上つた同じ年の九月に次の自記を物してゐる。

君民同治ノ憲法ニ至テハ人民ノ協議ニ有ラサレハ同治ノ憲法ト認メサルハ固ヨリナリ。今我 天皇陛下勸精
整治而テ維新ノ日尙未タ淺ク、智識進昇シテ人民ノ會議ヲ設立ニ至ルハ自ラ多少ノ歲月ヲ費サ、ルヲ得ス。
故ニ今日ニ於テハ政府ノ有司萬機ヲ論議シ、天皇陛下下ノ獨裁セラル、ハ固ヨリ言ヲ待タサルナリ。而テ自
ラ偏重偏輕ノ患有リテ現ニ紛擾ヲ生シ必竟人民ノ不幸ニ關スルモノ少カラス。依テ 天皇陛下ノ英斷ヲ以テ
民意ヲ迎ヘ國務ヲ條例シ、其裁判ヲ認シ、以テ有司ノ隨意ヲ抑制シ、一國ノ公事ニ供スルニ至ラハ今日ニ於
テハ獨裁ノ憲法ト雖トモ他日人民ノ協議起ルニ至リ、同治憲法ノ根種トナリ、大ニ人民幸福ノ基トナルヤ必セ

制定の歴史を通して見たる帝國憲法の本義

リ。故ニ孝允ノ切ニ希望スル所ニシテ政府諸公ニ此書ヲ呈シ速ニ憲法ノ制定有ランコトヲ陳述セリ。而テ當時容レラレサルモ固ク信シテ止マス、此注意ヲ陳述スルモノ又數次ニ及ヘリ。(尾佐猛日本憲政史七七頁收録)

此の二箇の文獻に依れば、木戸は何よりも先きに憲法の制定を望んでゐたやうである。併し、それは政治秩序としての議會政治の當然を信じての上ではなくして、新政權樹立後の紛擾を鎮定すること、政治を據り所あるものたらしむること等か目的であつたのである。従つて差當りは議會なき憲法でもよかつたのである。但し將來の憲法としては君主同治の憲法を理想としてゐた。唯此處に注意すべきことは、木戸が君民同治を如何なる意味に解してゐたかといふことである。英國にありて君民同治とは君民が議會にありて共同して主權を行ふことを意味する。これは明治八年の制度の精神とも、大阪會議の木戸の改革案とも趣旨を異にする。八年の制度の精神は、立法も司法も行政も、すべて天皇が之を總攬されるのである。恐らくは木戸は民選議院を持つ君主政治を君民同治と考へたのではなからうか。若し然りとせば、木戸は英國の議會政治をその實情とは異なるものに解釋してゐたと言はねばならぬ。

大久保の憲政思想は、明治六年十一月伊藤博文と寺島宗則が政體取調掛を命ぜられた際、伊藤の求めに應じて伊藤に書き與へたる意見書が能く之を表はしてゐる。原文より必要な部分を引用しよう。

世ノ政體ヲ議スル者輒ハチ曰ク君主政治、或ハ曰ク民主政治ト。民主未タ取ルヘカラス、君主モ未タ以テ捨ツ可ラス。……夫レ民主ノ政ハ天下ヲ以テ一人ニ私セス、廣ク國家ノ洪益ヲ計カリ、洽ネク人民ノ自由ヲ

達シ、法政ノ旨ヲ失ハス、首長ノ任ニ違ハス、實ニ天理ノ本然ヲ完具スルモノニシテ、自今合衆國、瑞西蘭
土其他南亞黑利加駕地方ニ於テス。此政體ハ創立ノ國、新徒ノ民ニ施行スヘクシテ舊習ニ馴致シ宿弊ニ固着
スルノ國民ニ於テハ適用スヘカラス。……………若シ夫レ君主ノ政ハ蒙昧無智ノ民、命令約束ヲ以テ之レヲ治
ムヘカラス。是ニ於テ才力稍衆ニ擢ル者、其威力權勢ニ任カセ、其自由ヲ束縛シ、其通義ヲ制壓シ、以テ之
ヲ駕御ス。此レ方サニ一時適用ノ至治ナリ。然レドモ上ニ明君アリ、下モ良弼アル時ハ、民其ノ禍ヲ蒙ラ
ス、國其叛ヲ取ラスト雖トモ、猶内外ノ政、朝變暮化、百事換散ノ弊ヲ免カレス。若シ一日暴君汚吏其權力
ヲ擅マ、ニスルノ日ニ當リテハ、生殺與奪唯意惟レ行フ。故ニ衆怒國怨君主一人ノ身ニ歸シ動モスレハ廢立
纂奪ノ變アリ、其法政概ムネ人間ニ出テ天理ニ任カセス、此レ人情時勢ニ於テ久シク持守ヘカラサルモノ
ニシテ、即ハチ英國コロノウエル及佛國千七百年代ノ革命覆轍亦以テ徴スヘシ。抑政ノ體タル君主民主ノ異
ナルアリト雖トモ、大凡土地風俗人情時勢ニ隨テ自然ニ之レヲ成立スル者ニシテ、敢テ今日ヨリ之ヲ構成ス
ヘキモノニ非ラス。亦敢テ古ニ據リテ之レヲ墨守スヘキモノニ非ラス。魯國ノ政體以テ英國ニ施行スヘカラス
シテ英國ノ政體以テ亞國ニ用ユヘカラス。亞ヤ英ヤ魯ヤ其政體以テ我國ニ行フヘカラス。故ニ我國ノ土地
人情時勢ニ隨テ亦我政體ヲ立テサルヘカラサルナリ。維新以來宇内ヲ總覽シ洽ネク四海ニ通シ、我國ヲシテ
萬邦ニ卓越セシメントス。然レトモ、其政ハ、依然タル舊套ニ因襲シ、君主擅制ノ體ヲ存ス。此體キ今日宜
シク之レヲ適用スヘシ。而シテ土地ハ我國通航ノ要衝ヲ占メ、風俗ハ進取競奔ノ氣態ヲ爲シ、人情既ニ歐米

制定の歴史を通して見たる帝國憲法の本義

ノ餘風ヲ慕ヒ、時勢半ハ開化ノ地位ニ臨ム。將來以テ之ヲ固守スヘカラサルナリ。然ラバ則ハチ政體以テ民主ニ歸スヘキカ。曰ク不可。辛未ノ秋廢藩ノ命下リ、天下漸ク郡縣ニ歸シ政令一途ニ出ツルト雖トモ、人民久シク封建ノ壓制ニ慣レ長ク偏僻ノ陋習以テ性ヲ成ス殆ント千年、豈ニ風俗人情ノ以テ之レニ適用スル國ナランヤ。民主固ヨリ適用スヘカラス。君主モ亦固守スヘカラス。我國ノ土地、風俗、人情、時勢ニ隨テ我カ政體ヲ立ツル、宜シク定律國法ヲ以テ之レカ目的ヲ定ムヘキナリ。……抑我カ祖宗ノ國ヲ建ツル豈ニ斯ノ民ヲ外ニシテ其政ヲ爲ンヤ。民ノ政ヲ奉スル亦豈ニ此ノ君ヲ後ニシテ其國ヲ保タンヤ。故ニ定律國法ハ、即ハチ君民共治ノ政ニシテ、上ニ君權ヲ定メ、下モ民權ヲ限リ、至公至正君民得テ私スヘカラス。夫レ人々相交ハル時ハ人々相競フ。君民相交ハル時ハ上下亦相競フ。上下相競ヒ相交ルノ際ニ於テ是非曲直、善惡邪正ノ分、之レヲ裁決セサル可カラス。其特權君ニ在ルヲ君主ト謂ヒ、民ニ在ルヲ民主ト謂フ。其君民共ニ之レヲ執ルヲ君民共治ト謂フ。此レ上下各其公權通義ヲ保全暢達センカ爲メ、君民共義以テ確乎不拔ノ國憲ヲ制定シ、萬機決ヲ之レニ取ル。之レヲ根源律法ト謂ヒ、又之レヲ政規ト謂フ。即ハチ所謂政體ニシテ全國無上ノ特權ナリ。(筆者註定律國法とは今日謂ふ處の立憲君主制である。又政規とか根源律法とは當時の用例では今日の憲法である。)此體一トタヒ確立スル時ハ則ハチ百官有司擅マ、ニ臆斷ヲ以テ事務ニ處セス、施行スル所一轍ノ準據アリテ變化換散ノ患ナク、民力政權並馳ンテ開化虛行セス。此レ建國ノ楨幹爲政ノ本源ニシテ、今日百般ノ務メニ從事スル、着々茲ニ注意セスンハアル可カラサルナリ。

こゝで彼は立憲君主制に移ることが天皇の大權を制限するものに非ざる所以を説明し尙續けて言ふ。

然ラハ則ハチ今日ノ要務先ツ我カ國體ヲ議スルヨリ大且ツ急ナルハナシ。苟シクモ之レヲ議スルニ序アリ安
リニ歐洲各國君民共治ノ制ニ擬スヘカラス。我カ國自カラ皇統一系ノ法典アリ亦人民開明ノ程度アリ、宜ン
ク其得失利弊ヲ審按配慮シテ以テ法憲典章ヲ定立スヘシ。……………

世の中に政體を論ずるものは、或は君主政治が善いといひ、民主政治が善いと言ふ。しかし民主政治は國民が
舊習に固着する處では實行困難であり、新らしい國家に於ても將來の實蹟は疑はしい。君主政治は明君良弼ある
間はよいが、それでも朝變暮化百事換散の弊は免れず、一旦暴君汚吏出づるに及んでは人民の受くる災禍は怖る
べきものがある。そこで我が國の政體であるが、政體は大凡土地、風俗、人情、時勢に依つて成立するものであ
るから、我が國の現状では尙君主擅制でよいとするも、將來は立憲君主制（君民共治）を採用すべきである。然
し之に至るには順序があり、今輕躁に歐洲各國君民共治制に擬ふてはならない。又我が國には我國で皇統一系の
法典があり、人民の開明にも程度がある。宜しく其の得失利弊を審按酌慮して法憲典章を作成すべしといふので
ある。

彼は續いて我が政體の現状、その弊害の因つて來る所以及官制改革案を擧げて次の如く言つてゐる。

……今我政體ヲ察スルニ自ラ此三者ヲ斟酌折衷スルモノニシテ能ク國風ニ應ジ時勢ニ適スルニ似タリト雖實
際ニ臨ミ尙ホ適切ニシテ以テ弊ナントセザルモノアリ。其故何ゾヤ。命令ノ出ル處實權ナク又隨テ一ナラザ

制定の歴史を通して見たる帝國憲法の本義

ルニ因ルナリ。……故ニ今深ク此ニ注意シ篤ク時勢ヲ量ツテ窃ニ左ノ擬議ヲ建ツ。

太政官職制

太政官中三院一寮ヲ置ク可シ。

正院 左院 右院

式部寮

此三院一寮ヲ以テ太政官ト名附クヘシ。

正院

天皇陛下視臨

太政大臣

天皇陛下ヲ輔弼シ萬機ヲ統理シ諸上書ヲ奏聞シテ制可ノ裁印ヲ鈐シ且勅署ニ署名鈐印スルヲ以テ任トス。

右院ニ在テハ之カ長タルヘシ。

左大臣

職掌太政大臣ニ亞ク、太政大臣缺席ノ時ハ其ノ事務ヲ代理スルヲ得、其右院ニ在ルヤ參議ト共ニ全國百般ノ事務ヲ裁決施行スルヲ掌トル。

大内史

左 院

左右大臣或ハ參議ノ中チヨリ之レカ議長トナルヘシ。

一等二等云々ハ諸立法ノ議事ヲ掌トル。

右 院

太政大臣之レカ長タルヘシ。

參 議

全國百般ノ機務ヲ商議判決スルヲ掌ル。

式部寮云々。

尙この官制の説明として續いて次の文字がある。

正院ハ 天皇陛下臨御シテ萬機ヲ總判シ太政大臣、左右大臣之ヲ輔弼シテ庶政ヲ將勵スル所ロナリ。

凡全國一般ニ布告スル制度條例及

勅旨特例ノ事件ハ太政大臣ノ名ヲ以テ正院ヨリ之レヲ發令スヘシ。

諸省使寮司局ヲ廢立分合スル先ツ右院ノ商議ヲ經テ上奏シ允裁アレハ則太政大臣ノ名ヲ以テ令スル正院ヨリ
スヘシ、凡刺任官ノ進退ハ宸斷ニ出ルト雖トモ必先右院ノ商議ヲ經テ上達シ太政大臣之ヲ奏上シ允裁ヲ得テ

制定の歴史を通して見たる帝國憲法の本義

後チ進退スヘシ……………

凡ソ重大ノ訟獄ニ付其事情ニ差誤ヲ生シ裁判上過ツテ斷決スルモノアリトスルトキハ司法官其情曲ヲ具狀シ、右院ノ商議ヲ經テ太政大臣之ヲ上奏シ允裁ヲ得テ其罪科ヲ宥ムルコトアルヘシ、凡ソ一般ノ奏事ハ必ス右院ノ商議ヲ盡シ判決シテ後チ主任ノ者ヨリ之レヲ正院ニ出タスヘシ、然シテ太政大臣之レヲ奏上シ制可ヲ得乃ハチ主任ニ付シテ施行セシムヘシ……………。

左 院

左院ハ諸立法ノ事ヲ議スル所ナリ。

新ニ制度條例ヲ創立シ或ハ從來ノ成規定則ヲ増損改革シ及例規ナキ事件ヲ新ニ考定スル等惣テ局中ノ衆論ヲ盡シ自カラ建議シ或ハ右院ノ下議ニ依テ草案ヲ起シ之ヲ議定シ鈴印ノ上之ヲ議長ニ呈シテ右院ニ出スヘシ。左院ハ立法ノ主務ニ付充分擬議スルノ權アリト雖モ裁決ノ權ハ固ヨリ有スル能ハズ、本院ノ議論ヲ經、本院ノ鈴印有ルニ非サレハ直チニ右院ニ於テ議判シ太政大臣ニ呈シ假令之カ允裁ヲ受クルト難モ決シテ奉行スルコト能ハサル者トス。

議員ハ平常ト格外トノ兩員アルヘシ、平常ノ員ハ常ニ此局ニ奉事スル者ヲ云、格外ノ員ハ諸省輔丞ノ内ヨリ撰擇シ其者ノ任務ニ關スル事件ニ付法案ヲ起スコトアルトキハ常ニ出仕參與スヘシ。

右 院

右院ハ天皇陛下太政大臣參議及諸省ノ卿ニシテ參議スル者ニ特任シテ諸法案及ヒ事務ノ當否ヲ商議シ定論ヲ立テシメ太政大臣ヨリ之ヲ奏上セシムル所ナリ、若シ最重要大ナル事件ヲ商議スルニ當リテハ時機ニ依テ天皇陛下親臨スルコトアルヘシ。

諸奏事及諸般ノ布告等皆ナ已ニ右院ノ判決ヲ經ルニ非サレハ太政大臣ト雖モ決シテ直チニ奏上允裁ヲ受ケ奉行スルコト能ハス、凡ソ諸般ノ事務ニ於テ列坐相共モニ商議判決シ鈐印シテ同意ヲ表スル上ハ其事務ノ主任誰レタルヲ論セス連印ノ員ハ皆ナ均シク其實ニ任スヘシ

右の官制案に依ると、左院は「諸立法ノ事ヲ議スル所」であり、「立法ノ主務ニ付」ては「充分擬議スルノ權」はあるが、一切の法案は右院の議決を經、太政大臣より奏上允裁を受けて後始めて効力を發生するのであつて、允裁を受けた後と雖左院としては之を奉行するを得ない。その右院は諸法案及事務を商議する所であるが、その議決したる處は太政大臣を通してゞなければ奏上出来ない。結局一切の統治作用は太政大臣の輔弼を待つて遂行され立法司法行政はすべて太政大臣の職權に屬する。官府的な分業は幾分存するとも所謂三權分立なるものは存しない。

大久保の意見書は次には將來への憲法草案に及んでゐる。大久保は言ふ。

立法司法行政ノ三件ハ各一種ノ事務ニシテ自ラ區別アリ、其所在ニ至リテモ亦區別ナキコト能ハス。若シ之ヲ一手ニ司リ法ヲ立テ政ヲ行ヒ司法ノ權ヲ有スル時ハ、其事務大ニ煩亂シテ、之ヲ反覆討論深思熟慮スルコ

ト能ハス、良法ヲ立テ克ク之ヲ處分シ又諸件ノ定法ニ合スルヤ否ヤヲ決スルニ暇ナク、自然諸事倉卒ニ出テ百弊並ヒ生スルヲ免レス。加之此三大權ヲ一處ニ任スル時ハ、或ハ威權ヲ逞フシ、私意ニ任セテ法制ヲ妄立シテ其權理ヲ意トセス、恣マ、ニ衆人ヲ奴視シテ敢テ其疾苦ヲ顧ス、全國ノ利害ニ關セスシテ特ニ一己ノ情欲ヲ專ニセンコト有ラントス。於是乎歐州各國多年實驗ヲ經テ久シク政學ニ力ヲ盡セシ所ノ國ニ於テハ、此三大權ヲ區別シテ、各々其職掌ヲ制限シ、法規ヲ立テ、以テ各自ノ權限ヲ定メ、互ニ相守リ毫モ干犯セシムルコトナキヲ要ス。是其政務ノ本原ニ基キ、其機軸ヲ定立セル者ニシテ、蓋政體上ニ於テ、其ノ法ヲ得タリト謂フ可シ。是故ニ我國現今ノ形情ヲ見將來ノ事勢ヲ察スルニ、早ク此體裁ニ注目シテ、政憲ヲ定ムルニ非サレハ果シテ政體ノ善美ヲ得タリト云フヘカラス。雖然今此體裁ニ倣ヒ治國ノ三大權ヲ區分シ互ニ相干犯スヘカラストスルトモ、未タ實際ニ於テ果シテ行ハル、ヤ否ヤニ至リテハ實ニ豫メ言フヘカラス。故ニ目度ヲ茲ニ期シ將來ヲ慮ツテ左ノ擬義ヲ建ツ。

この前提の下に彼は次に憲法の基礎たるべき綱要を掲げてゐる。

議 政

議院之レヲ掌トル、一切議事ノ綱領ニ掲クル所ノ者ヲ議スルニ止マリ直チニ之ヲ施行スルヲ得ス

國憲ニ基キ議則ニ據リ重大ノ事件ヲ議シ議決スルモノヲ太政大臣ニ付シ奏聞シテ親裁ヲ乞フモノトス

行 政

各省府縣之レヲ掌トリ直チニ一般ニ施行ス特權ヲ以テ太政大臣ノ奏スル所ヲ親裁シ直チニ之レヲ施行ス

國憲ニ基キ議院ノ議ヲ經テ已ニ制可スルモノヲ施行ス

天皇陛下ノ權

一 國政ヲ執行スルニ無上ノ特權ヲ有ス

一 皇統ヲ禪ル

一 親ヲ勅任官ヲ黜陟ス

一 全權公使ヲ派出ス

一 特典機密ノ使ヲ海外ニ派遣ス

一 議會ヲ聚散ス

一 議院ノ議全國ニ障碍アルトキハ其議ヲ廢ス

一 法律ノ撰定ヲ議院ニ下ス

一 師ヲ興シ師ヲ罷ム

一 政事上ノ過失ニ關セス

一 一般法律ノ羈束ヲ受ケス

一 訴訟ノ被告トナラスト雖モ裁判官ニ特命シテ之ヲ聽セシムルコトアルヘシ

制定の歴史を通して見たる帝國憲法の本義

一 謀叛不軌ノ徒ヲ除クノ外裁判擬決ノ後特典ヲ以テ死罪ヲ宥タム

一 賞 罰

一 爵位ヲ與奪ス

一 新タニ華族ヲ置ク

一 諸族ノ名稱ヲ與奪ス

一 陸海軍及城砦軍艦兵器ノ類ハ一切之レヲ管ス。但郷兵ヲ親管ス

一 尺度量衡ヲ定ム

一 皇族ヲ管理ス

一 我臣民ノ派出ヲ禁シ外國在留ノ我臣民ヲ召シ又タ我臣民ヲ海外ニ放逐ス

一 外國人ヲ我生民ト同視シ之レヲ使用ス

一 外國人民ニ免狀ヲ與フ

議 政 院

華族及ヒ特命選舉ノ議員並ニ行政諸省ノ卿ヲ集合シ國憲ニ基テ重大ノ事務ヲ議セシムル所ナリ

職 制

長 官

一ノ議員ヲ議員中ヨリ投名ヲ以テ選舉シ院中ノ事務ヲ統理ス

國憲ニ基テ議事ヲ整齋シ議員ヲシテ議則ヲ確守セシメテ行政ノ事務ニ關涉スルナシ

議事ノ綱領

一 歳出入ノ額ヲ議定スル事

但概算ハ大藏省ニ於テ擔當調査シ其法案ヲ正院ニ於テ通議審定シ然ル後議政院ニ出スヘシ

一 既定ノ稅額ヲ増減變更スヘキ事

但非常ノ天災及ヒ不得巳ノ事故等ニテ一歳ノ收入豫算ノ額ニ滿タサルトキハ更ニ之ヲ償フ方法ヲ議定スル事

一 新タニ諸租稅ヲ賦スル規則ヲ議定スル事

一 諸法律ノ草案正院ニ成ル者ヲ議定スル事

一 諸會社一般ノ條例定規ヲ議定スル事

一 貨幣鑄造ノ方法及ヒ其品質ヲ議定スル事

一 金券ノ發行償却ノ方法及ヒ其規則ヲ議定スル事

一 内外ノ國債ヲ募リ及ヒ之レヲ償却スルノ方法ヲ議定スル事

制定の歴史を通して見たる帝國憲法の本義

一 兵員ヲ増減スル事 但非常ノ事アルニ臨ンテハ
陛下ノ特權タル事

一 帝室ノ許可ナクシテハ本院ノ議定ハ一般ノ法トセサル事

但一旦決議スル旨上奏シテ不可ノ令アル者ハ本年ノ會議ニ於テ再ヒ之レヲ議定スヘカラサル事

一 本院ニ於テ議スヘキ事件ヲ本院ニ出サスシテ大臣直ニ 陛下ニ奏聞シ一般ニ公布スルトキハ之レヲ拒ム
ノ權アルヘシ

憲法草案はこれで終つてゐる。彼は此處でも三權分立制の善美なる所以を強調し、「目度ヲ茲ニ期シ將來ヲ慮ツテ」この草案綱領を起草したと言つてゐるが、綱領に表はれたる處では行政諸省の卿が當然議政院の議員となつて居り、議政院の議決は太政大臣を経て奏聞し、天皇は「議政院ノ議全國ニ障碍アルトキハ其議ヲ廢」し得ることになつてゐる。統治作用を効果的能力的たらしむる爲の官府の分立はあつても、一個としての統治權の分立は何處にもなす。

之を要するに聖詔及聖詔の表現せる將來の立憲主義は、大阪會議の協定條件が示してゐるやうに、天皇親裁の體を固持するにある。民意を知る爲議會を設けるが議會に立法權を與へやうといふのではない。裁判の公正を期する爲裁判所を獨立せしむるがそれは天皇大權よりの司法權の分立を意味するものではない。畢竟、諸般の制度は憲法の告文に言ふが如く「國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スル」爲のものであり、又誓文の示す

如く「人心ヲ倦マサラシメ」「皇基ヲ振起スル」以外ニ他に何等の目的を有するものでない。而して此の方針は憲法制定の其の後の準備過程に於て一層確認されこそすれ、毫も變更を加へられたる跡を見ない。帝國憲法の精神及その指導原理は實に茲にあると言はねばならぬ。

(未 完)